

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団

私費留学奨学生 募集要項

(秋募集)

2019年10月期 私費留学奨学生

2020年4月期 私費留学奨学生

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、「日本で学ぶ」  
次のような学生を支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ 日本文化をはじめ、異文化理解など国際交流に努める者
- ・ 地域交流、ボランティア活動など社会貢献に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者

【書類受付締切】

2019年7月31日(水) 17時まで(土日祝日、昼休み 12:15~13:15 を除く)

【提出場所】

学生交流課 事務室 (大学会館9P棟2階210)

【本件照会先】

学生交流課 留学生支援 Tel 029(853)6060 MAIL: [isc-shien@un.tsukuba.ac.jp](mailto:isc-shien@un.tsukuba.ac.jp)

※この奨学金を受給する場合は、受給期間中、他の大学推薦奨学金の申請はできません。

## I. 募集対象

2019年10月期私費留学奨学生    2019年10月から奨学金を支給  
2020年4月期私費留学奨学生    2020年4月から奨学金を支給

## II. 応募資格

対象国(バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナム 以上 18ヶ国)から来日し、当該国の国籍を有し、文部科学省所轄大学の学部又は大学院に在籍する私費留学生で、以下の条件をすべて満たす者(ただし、日本国籍を有する者並びに短期大学生及び研究生を除く。)

- ① 国際理解と親善に関心を持ち、年6回の交流会に必ず出席できる者で将来にわたって積極的に交流活動を行う意思のある者
- ② 学習奨励金等の名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から奨学金又はそれに類する金品を受給していない者(研究助成金、海外インターンシップ助成金その他学内特別プログラム支給金等を受給している場合は、当財団事務局に事前に問い合わせてください。貸与奨学金については応募可能です。)
- ③ 在留資格「留学:college student」を有する者
- ④ 「博士」の学位を取得していない者
- ⑤ 勉学・研究に支障のない日本語能力を有する者
- ⑥ 奨学金受給開始時点で在籍課程の修学期間が1年以上である者※
- ⑦ 次ページVIに掲げる応募書類をすべて提出できる者
- ⑧ 日本に在住する親がいない者

## III. 奨学金

1. 支給額    学部学生            月額 150,000 円  
              大学院生            月額 180,000 円 (この他に学会出席補助金制度あり)
2. 支給期間    原則として2年間  
                  ただし、2年以内に採用時在籍課程を卒業又は修了した場合は、その時点で支給を終了します。  
                  また、博士課程学生については、課程修了まで支給することを原則としますが、年度ごとに選考委員会による中間審査を実施します。
3. 支給方法    2ヶ月ごとの本人名義口座へ振り込みます。

## IV. 募集人数

約 20名

## V. 応募受付期間

**【書類受付締切】 2019年7月31日(水) 17時まで(土日祝日、昼休み 12:15~13:15を除く)**

**【提出場所】 学生交流課 事務室 (大学会館 9P 棟 2階 210)**

**※この奨学金を受給する場合は、受給期間中、他の大学推薦奨学金の申請はできません。**

## VI. 応募書類

◎学生が記入する部分は全て本人の自筆であること。ひらがな、カタカナでも可

○:必須

応募書類	用紙	学部	修士	博士	備考
奨学生申込書	別紙①	○	○	○	日本語 自筆 2020年4月期生は2020年4月時点の課程学年を記入
履歴書 1・2	別紙②	○	○	○	日本語 自筆
推薦状	別紙③	○	○	○	指導教員による記入、厳封 推薦状と評価書は同一教員ができるだけ手書きで記入 指導教員未定の場合は、受講中の授業の教員、身元保証人等によることも可 英語の場合は日本語訳を添付
評価書 (博士課程のみ)	別紙④	—	—	○	
エッセイ	別紙⑤	○	○	○	日本語 自筆 (所定用紙 A4 2枚)
学業成績表		○	○	○	資料Ⅰ参照
研究実績	A4	—	○	○	日本語 ワープロ可 資料Ⅱ参照
研究計画書	A4	—	○	○	日本語 ワープロ可 資料Ⅱ参照 1枚
在学証明書(原本)又は合格証明書(コピー)		○	○	○	新編入・新入の場合は「合格証明書」又は「入学内定を証明できる書類」(コピー可)

※ 一貫制又は区分制の博士課程の場合は、最初の2年を修士課程、3年以降を博士課程とみなします。

※ 応募書類は返却いたしません。

## VII. 応募方法

2019年10月に在籍する大学の留学生課を窓口として、「VI. 応募書類」を応募受付期間内に当財団宛郵送のこと。書類不備及び応募者個人からの直接郵送の場合は無効とします。

新編入生(学部学生)及び新入生(大学院生)に限り、上記窓口が応募を受け付けない場合は、在籍校を窓口とすることができます。

## VII. 選考及び結果発表

一次選考 書面選考

合格発表 10月10日(木)

二次選考 面接 10月26日(土)又は10月27日(日)

面接は日本語で行います。

二次選考の要領は一次選考結果通知後、留学生課宛に郵送します。

合格発表 10月29日(火)

合格発表は、当日の午前10時に当財団のホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)に受付番号を掲載することにより行います。同時に留学生課宛に「選考結果」を郵送で通知しますので、この通知で最終確認をしてください。なお、応募者は事前に受付番号を留学生課に確認してください。

合格者は、11月17日(日)開催の認証式への出席により奨学生となります。

## VIII. 留意事項

奨学生が以下に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがあります。  
(当財団のホームページで「奨学生規則」を事前に確認してください。)

- ①交流会を無断で欠席した場合
- ②「生活報告書」を期限内に提出しなかった場合
- ③年間 45 日を超えて日本を離れた場合
- ④病気その他の理由により修学又は研究を継続できない場合
- ⑤指導教員から修学又は研究の継続が不適当とされた場合
- ⑥学業成績が不良の場合
- ⑦休学・転学の場合(出産、育児による休学を除く)
- ⑧法律や社会秩序に反する行為を行った場合
- ⑨財団の名誉を傷つける行為をした場合

### 【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として取り扱い、奨学生選考の目的にのみ使用します。ただし以下の場合は、関係者に対して個人情報が開示されることがありますのでご了承ください。

- ① 選考のため、選考委員へ応募書類を開示する場合
- ② 重複支給の確認のため、大学担当者及び奨学団体に「合格者一覧」を提供する場合

### 【問い合わせ先】

〒153-0064

東京都目黒区下目黒 1-7-1

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 事務局

電話:03-5487-2775 e-mail:sisf@sato-global.com

**・日本語能力が必要です。(Japanese language proficiency is requested.)**